

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

## 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月2日（木）午前9時30分～
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （13人）

会長	14番	吉田 俊章
委員	1番	川崎 豊洋
	2番	坂口 登
	3番	石島 直
	4番	水田武次郎
	5番	鬼石 輝彦
	6番	小道 忠雄
	7番	辻 松朗
	8番	木下 敏恵
	9番	小川 龍也
	10番	堀 勝郎
	11番	永渕久留美
	12番	中尾 昭一
	13番	永石 研弘

## 4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

- 第2 議案第 143号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 議案第 144号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
 議案第 145号 農地法第4条の規定による許可申請審議について  
 議案第 146号 農地法第5条の規定による許可申請審議について  
 議案第 147号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
 農用地利用集積計画の決定について

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸  
農地係長 中川 博文  
主 査 西村 壽真

## 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から平成28年度第32回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それではさっそく審議に入りたいと思います。それでは議事録署名者ですが1番の川崎委員と2番の坂口委員さんよろしくお願ひします。</p> <p>本日の提出議案は138号が1件、139号が3件、140号が3件、141号が2件、142号が1件となっております。</p> <p>それでは議案第138号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>1番事務局説明お願ひします。</p>
事務局	<p>(1番事務局説明)</p> <p>平成24年9月から10年間の基盤強化法使用貸借権設定をしていたが、一部を宅地に転用するため合意解約となっております。</p>
議長	<p>坂口委員調査・報告お願ひします・</p>
坂口委員	<p>貸人は親子関係で、みかんを作っていましたが、本家の子供が家を作るので貰うようにしたとのことで、次に出てきますのでその時に説明したいと思います。</p>
議長	<p>堀委員調査報告お願ひします</p>
水田委員	<p>坂口委員の説明の通りです。</p>
議長	<p>それでは1番について異議ご意見ございませんか。</p>

	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
議長	<p>それでは1番異議なしと認めます。</p>
事務局	<p>すみません、次の議案の1番ですが、譲受人の方から取下げを言われましたので、一番は削除をお願いします。</p>
議長	<p>それでは議案第144号。農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。この件につきまして、</p> <p>2番、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2番事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>川崎委員調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>親子間の贈与という事でよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>坂口委員調査報告をお願いします。</p>
坂口委員	<p>この土地については、過去に私があっせんした案件です。10年たちます。それで今回息子に譲るという事でよろしくをお願いします。</p>
/	
議長	<p>この件についてご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ではこの件につきまして許可いたします。</p> <p>つづきまして、3番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、</p>

議長	<p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>辻委員調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>場所は譲受人の家の近くです。30年前に道路拡張の為に譲渡人の土地が分断され、少しの土地ですが、譲受人の土地に近いので譲ることになったとの事でした。</p>
議長	<p>今辻委員の説明のとおりで、道路のカーブの部分で登記関係をしなけばならなかったけれど、その当時することがなく、今回するとのことでした。</p>
議長	<p>それでは意見等はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは原案通り決定したいと思います。</p>
議長	<p>つづきまして議案145号、農地法第4条の規定による許可申請審議について別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は7ページとなっております。</p>
議長	<p>水田委員調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>はい、日照不足という事で、現地を確認してきました。航空写真を見て頂ければわかりますが、南側が森林(スギ)になっており、全て背が高く、見ただけで納得する条件でした。</p>

議長	<p>今、水田委員が言うとおりに、すでに影が差すような状況で、デコポンがもったいないねという話をしましたが、他の人に迷惑をかけたくないとの事をお願いしたいという事でした。</p>
議長	<p>今の件につきまして、ご異議、ご意見等はございますか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>つづきまして議案146号、農地法第5条の規定による許可申請審議について別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されます。しかし、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は9、10ページとなっております。</p>
議長	<p>坂口委員調査報告をお願いします。</p>
坂口委員	<p>はい、これは先ほど解約でた件と同じです。祖母と孫になります。一緒に住んでいましたが、狭くなったという事で祖母の土地を譲るという事でそこに家を建てたいとの事でした。</p>
議長	<p>堀委員調査報告をお願いします。</p>
堀委員	<p>確認に行ったところ、今は耕作していますが、一部伐採されておりましたが、坂口委員の報告のとおりです。</p>
議長	<p>今の件につきまして、ご異議、ご意見等はございますか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたし</p>

議長	<p>ます。</p> <p>それでは議案147号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
議長	<p>永石委員調査報告をお願いします。</p>
永石委員	<p>宜しく申し上げますとの事でした。</p>
議長	<p>前はみかん園で、少し荒れていた土地でした。それでいい土地なのにな、と思っていたところでした。それで借手の家は苺をしていますが、玉ねぎを作るという事で、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>1番についてご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案通り決定します。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第33回総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成29年 2月 2日

議 長 吉 田 俊 章

議事録署名者 川 崎 豊 洋

議事録署名者 坂 口 登